

2026年3月

お客さま各位

足立成和信用金庫

## 在留期限経過後のお客さまに対する預金取引の一部制限について

平素より足立成和信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、口座を開設されている外国籍のお客さまに在留カード等をご提示いただき、在留資格や在留期限等を確認しております。

かねてよりご案内のとおり、当金庫にお届けいただいている在留期限等が経過したお客さまとの預金取引につきましては、犯罪収益移転防止法および預金規定等に基づき、やむを得ず一部のお取引を制限させていただいております。

お取引の制限内容につきましては、下記をご確認ください。

### 記

#### 1. 制限する取引

ATMや窓口での払出し、お振込み、振替取引(公共料金等の引落しは除く)

#### 2. 取引制限開始日時

在留期間満了日の翌月より

#### 3. 在留カードの届け出手続きについて

当金庫本支店窓口にてお手続きいただけます

#### 4. ご持参書類

- 通帳またはキャッシュカード
- 更新後の在留カード

#### 5. ご留意事項

お取引制限が始まる日時までに在留カードの更新が完了しない場合、当金庫本支店窓口にて「在留カードの更新手続き中」であることを、以下のいずれかの方法により申告されますと、預金取引の制限を解除できる場合がございます。なお、在留カード更新後は改めて届け出手続きが必要です。

- ① 「在留資格更新許可申請中」のスタンプが押捺された在留カードのご提示
- ② 在留資格更新のオンライン申請にかかる受付メールのご提示

以上